

4680

九

決行指定

決裁指定

保存期限

主務局長 大臣

受領番号

昭和三年三月九日

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大正

大臣

主務局長

次官

政務次官

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

決行後

主務課長

高級副官

參與官

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

主務課員

主務副官
官房御用掛

書記官

起元應(課)名

第十一師團經理部

步兵第十聯隊ヲ元步兵第四七聯隊師へ移転工事実施件

肆第二四六號

政務次官
參與官
回付

決裁前
連帶
課名

計

務

務

務

務

務

務

務

務

務

務

務

陸軍省
3.4.4.
中前 11.
軍事課

陸軍省
3.4.2.
中前 1.
軍事課

陸軍省
3.3.26
83
軍事課

陸軍省
3.3.26
83
軍事課

陸軍省
4.4.5.
40
銃砲課

第十三師團經理部長へ達案

首題工事ハ左記ニ據リ實施スヘシ

左記

陸軍第一三三二號

三月廿九日

一、第五師輜重庫格納庫ヲ兵舎ニ模様替ハ別紙平面図ニ據ルコト

二、機関銃兵舎銃廠床ハ板張トナスコト

三、第一四三師作業場及第一四四師洗濯所ヲ講堂及食堂ニ模様替並步兵第十四聯隊九師兵舎ノ一部ヲ一四四師講堂及食堂ニ移築接續工事ハ別紙平面図ノ通り一棟トシテ實施ノコト

- 四、第四〇號馬繫場ヲ体操器置場ニ模倣替
工事ハ取止ムルコト
- 五、戰用蹄鉄格納庫ノ一部ヲ兵器委員事務
室其他ニ移築工事ハ取止ムルコト
- 六、第四八號炊事場改築平面ハ別紙ニ據ルコト
- 七、第一三號彈藥塲替所ヲ倉庫其他ニ模倣替
工事ハ取止ムルコト
- 八、第一三號銃工場模倣替ハ別紙ノ通り倉庫ヲ
増築スルコト
- 九、第一〇號戰用蹄鉄格納庫^庫ノ一部ヲ兵器庫ノ
渡廊下ニ移築工事ハ取止ムルコト

一、食器洗場新設工事ハ取止ムルコト

二、通信設備ノ電話機ハ全部ヲ通シ二十二ヶ所

ニ減スルコト

三、所要經費ハ金貳拾五萬貳千七百七拾五円

(内工場監督費金八千四百円ヲ含ム)ヲ目

途トシ不足額壹萬円ハ増額ス

一三、其他ハ三月五日附經營第一五一號提出ノ図

書ニ據ルモノトス

以上

別紙ハ第一二二號書ス



0401 0402

	一
	二
	三
	四
	調
	三

Vertical text and stamps on the right side of the page.

Vertical text: 日本郵政

Stamps (from top to bottom):

- Postmark: 3.9 時 (Time 3.9)
- Postmark: 3.9 時 (Time 3.9)
- Postmark: 3.9 時 (Time 3.9)

0401 0402

第十二師團
司令部
經理部
第一五一號

陸軍省
第三九時
所往復

陸軍省
第三九時
所往復

陸軍省
第三九時
所往復

歩兵第十四旅隊移轉（元歩兵七旅）工事設計
要領書提出件

昭和三年三月五日

第十二師團經理部

陸軍省 第一師團 中

第十二師團經理部
理部印

首領之件 別冊設計 要領書一面 下突
施設度陸軍建築事務規程第八條ニ
依り提出ス

追了所管長官及使用部隊長又同意ニ
付申上ス

陸軍